

山形県における運動部活動の在り方に関する方針 概要版

部活動の意義
 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動です。
 特に、運動部の活動は、スポーツに興味と関心のある同好の生徒が、スポーツを通じた交流や、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。

- 1 適切な運営のための体制整備**
- ◆運動部活動方針の策定
 - ◆指導・運営に係る体制の構築
 - ◆外部人材の確保
 - ・リーダーバンクやまがたの活用

- 2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み**
- ◆生徒の心身の健康管理と事故防止
 - ◆指導者の体罰、ハラスメントの根絶
 - ◆指導者の資質向上、各種手引きの活用

- 設置者の取組み**
- ◆部活動の在り方に関する方針を策定
 - ・部活動指導員の任用、研修会の開催等
 - ◆学校や地域の実態に応じた地域スポーツ団体との連携
 - ・民間事業者の活用によるスポーツ環境の整備等

方針の目的

- ◎生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築
- ◎教員の働き方改革の推進



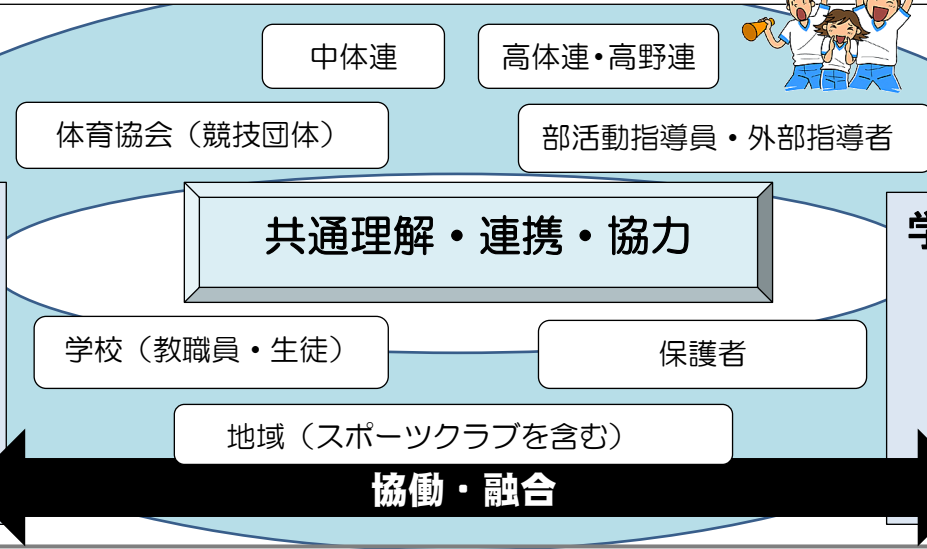
3 適切な運動部活動の運営

	中学校	高等学校
週あたりの休養日	平日1日以上、週休日(土・日曜日)1日以上	
1日の活動時間	平日2時間程度、週休日等3時間程度	
始業前練習	禁止	
保護者会主催の練習会	主催しないよう理解と協力を求める	
部活動を補完するクラブ等の活動	部活動の活動時間と併せて上記基準内とすること	

- 4 運動部活動における事故防止**
- ◆活動前・活動中・荒天時における配慮事項
 - ◆事故発生時の連絡体制と応急手当

- 5 生徒の多様なニーズに応じた活動のための体制整備**
- ◆合同部活動、拠点校の体制整備
 - ◆学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の整備

- 6 学校単位で参加する大会等の見直し**
- ◆複数校合同チームの大会参加等の在り方を検討
 - ◆各学校の運動部が参加する大会の精査



- 学校の取組み**
- ◆部活動の在り方に関する方針を策定
 - ・部活動運営委員会(仮称)の設置
 - ・活動方針及び活動計画等を学校のHPへ掲載する等
 - ・運動部活動顧問は活動計画等を定期的に校長に提出する等